

富山県グリーン購入調達方針

1 趣旨

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下「グリーン購入法」という。）第10条に基づき、富山県においても、環境負荷の低減に配慮した製品や役務（以下「環境物品等」という。）の調達の推進に努めるものとし、物品の購入及び各種サービスの利用（以下「物品等の調達」という。）について、次のように定める。

2 適用範囲

(1) 県の機関

この方針は、県の全ての機関*に適用する。

なお、県の外郭団体においてもできる限りこの方針に沿った取組みを行うものとする。

※本庁（知事部局、議会事務局、企業局、教育委員会事務局、警察本部及び各行政委員会事務局）、出先機関（県立学校、警察署を含む）及び指定管理者制度導入施設

(2) 委託事業（指定管理者制度による委託料支出を除く）

- ① 県の委託事業における受託事業者が物品等の調達を行う場合についても、この方針に沿った物品等の調達を求めるものとする。
- ② ①の実効を期すため、事業等を担当する本庁、出先機関は、仕様書の中に環境物品等の調達について規定するものとする。

3 基本原則

グリーン購入法は、国、地方公共団体等の公的部門が環境物品等を率先して調達することにより、その市場形成や開発促進に寄与し、環境負荷の少ない持続可能な社会の構築をめざそうとするものである。

このため、物品等の調達と使用に当たっては、特に次の点に留意する。

- ① 事前に、調達の必要性和適正量を十分検討し、調達総量をできるだけ抑制する。
- ② 物品等の調達に当たっては、価格や品質などに加え、環境保全の観点を十分考慮するものとし、次のような環境負荷低減のための配慮がなされているものを選択する。
 - ア 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
 - イ 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
 - ウ 再生された素材や部品を多く利用していること。
 - エ 環境や人の健康に被害を与える物質の使用や放出が削減されていること。

オ 長期使用、再使用、リサイクル等が可能であること。

カ 廃棄の際に、処理や処分が容易なこと。

- ③ 調達した物品等の使用に当たっては、長期使用、適正使用、廃棄時の分別等に留意し、環境への負荷が着実に低減するよう努める。

4 特定調達品目

重点的に環境物品等の調達を推進する品目（以下「特定調達品目」という。）の品目名、環境物品等であるための基準（以下「判断基準」という。）、判断の基準の事項の中で設定されるより高い環境性能を示す基準（以下「基準値1」）、最低限満たすべき基準（以下「基準値2」）、調達に当たって更に配慮することが望ましい事項（以下「配慮事項」という。）及び判断基準に適合する物品等の調達目標（以下「調達目標」という。）は、国の定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（参考1）のとおりとするが、本県において、特筆すべき項目については、別紙1「国の基本方針との相違点」とおり定める。

5 調達手続

(1) 特定調達品目を調達する場合

特定調達品目を調達するに当たっては、調達困難な場合を除き、判断基準に適合するものを選択するものとし、その調達手続きは次のとおりとする。

- ① 次の点に留意のうえ、判断基準に適合するものを選択すること。

ア 各特定調達品目の判断基準は、環境物品等であるための最低条件を定めるものであり、より環境負荷の低減に配慮した物品等の調達に努めること。

イ 「富山県認定リサイクル製品」や「認定プラスチック製品」及びカーボンフットプリントマーク※を参考にするなど、できる限り環境負荷の低減に資する物品等の調達に努めること。

※商品やサービスのライフサイクル全般（原材料調達から廃棄・リサイクルまで）で排出された温室効果ガスの量を、CO₂量に換算し、商品やサービスに表示し「見える化」するもの



ウ 自動車の調達（リース・レンタル契約を含む。）にあたっては、判断基準に適合するかを確認するため、環境政策課に事前に協議すること。

- ② 判断基準に適合しないものを選択しようとする場合は、物品購入伺（物品購入伺の作成を省略する場合、支出負担行為決議書兼支出決議書）に、その旨及び理由を記載すること。

③ 契約担当者（総務会計課長又は所属長）は、判断基準に不適合のものに係る調達の請求があった場合には、その理由がやむを得ないものであるか確認すること。

(2) 特定調達品目以外を調達する場合

特定調達品目以外を調達する場合にあっても、第3項第2号に掲げる環境負荷低減のための配慮がなされているものを選択するよう努めるものとする。

また、「富山県認定リサイクル製品」、「エコマーク」、「グリーンマーク」、「国際エネルギースターロゴ」など第三者機関による認定制度が整備されている品目については、可能な限り、その適合商品を選択するものとする。

6 特定調達品目の調達目標及び実績把握

各所属の契約担当者は、年度当初に、前年度における特定調達品目の調達状況を取りまとめ、環境行政推進会議事務局に報告するものとする。ただし、指定管理者制度導入施設については、報告を要しない。

また、県の外郭団体及び委託事業における受託事業者については目標を定めること及び報告を要しない。

附 則

この方針は、平成13年度の購入分から適用する。

附 則

この方針は、平成14年度の購入分から適用する。

附 則

この方針は、平成15年度の購入分から適用する。

附 則

この方針は、平成16年度の購入分から適用する。

附 則

この方針は、平成17年度の購入分から適用する。

附 則

この方針は、平成18年5月1日の購入分から適用する。

附 則

この方針は、平成19年度の購入分から適用する。

附 則

この方針は、平成20年度の購入分から適用する。

附 則

この方針は、平成21年度の購入分から適用する。

- 附 則
この方針は、平成22年度の購入分から適用する。
- 附 則
この方針は、平成23年度の購入分から適用する。
- 附 則
この方針は、平成24年度の購入分から適用する。
- 附 則
この方針は、平成25年度の購入分から適用する。
- 附 則
この方針は、平成26年度の購入分から適用する。
- 附 則
この方針は、平成27年度の購入分から適用する。
- 附 則
この方針は、平成28年5月16日の購入分から適用する。
- 附 則
この方針は、平成29年9月29日の購入分から適用する。
- 附 則
この方針は、平成30年6月15日の購入分から適用する。
- 附 則
この方針は、令和元年5月20日の購入分から適用する。
- 附 則
この方針は、令和2年7月28日の購入分から適用する。
- 附 則
この方針は、令和3年5月27日の購入分から適用する。
- 附 則
この方針は、令和4年5月25日の購入分から適用する。
- 附 則
この方針は、令和5年5月10日の購入分から適用する。
- 附 則
この方針は、令和6年4月1日の購入分から適用する。
- 附 則
この方針は、令和7年4月1日の購入分から適用する。